

徳島県告示第三百二号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	三好市東祖谷久保	令和四年四月二十日から 令和四年八月三十一日まで